

H21.12.17 原案可決

高等学校の実質無償化に関する意見書

高等学校の実質無償化に向けて現在国において議論が進められている「高等学校等就学支援金」事業及び「高校奨学金事業等の充実・改善」については、必要な財源のすべてを国費で措置することなど、下記の各事項について強く要望する。

記

1 高等学校の実質無償化の制度設計に当たり、給付に係る事務費を含めて全額国庫負担とともに、国の責任において財源を確保し、財源捻出のための他の教育予算の削減や地方への負担転嫁を行わないこと。

2 「給付型奨学金」の創設については、国の責任においてその財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月17日

和歌山県議会議長 富安民浩

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣法第九条の第一順位指定大臣(副総理)

国家戦略担当大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(行政刷新)